

単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議(座長(当時):秋山収 元内閣法制局長官)に諮り、その意見を踏まえて、平成29年11月17日に国土交通省にあっせんしました。

このあっせんについて、国土交通省から平成30年2月13日付けで回答を受領しました。

行政相談の要旨

すまい給付金を申請するためには、取得住宅に居住していることを証明するため住民票を提出する必要があるが、私は、住宅の建設中に仕事の都合で単身赴任となり、取得住宅に住民票を移すことができなかった。既に取得住宅に妻と子どもが居住しており、私も単身赴任を終え次第、その住宅に必ず住む予定である。仕事の都合で単身赴任しているため取得住宅での住民票が取れないことにより、すまい給付金を申請できないことに納得がいかない。取得住宅での住民票以外の書類による申請を認めてほしい。

(注) 本相談は、宮崎行政監視行政相談センターが受け付けたものである。

あっせん要旨

国土交通省は、住宅ローン減税の運用と同様に、単身赴任者に対して、配偶者の住民票の写しの提出等により、すまい給付金の申請を認める必要がある。



回答要旨

以下の理由から引き続き検討等を進めていきたい。

- ① すまい給付金の審査・給付事務は、民間の事務事業者が実施しており、円滑かつ適切な現金給付に支障を来すことのない申請書類や審査方法を検討する必要がある。
- ② すまい給付金は、国庫補助事業として実施されているため、財政措置に関連する事項について関係機関と協議する必要がある。



担当部局：総務省行政評価局

連絡先：行政相談管理官室 田中、松谷

電話：03-5253-5246 (直通)

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>